

## 第311回福島県開発審査会の開催結果について

第311回福島県開発審査会を以下のとおり開催しました。

### 1. 開催日時

平成23年8月2日（火） 午後1時30分～3時30分

### 2. 場 所

ホテルサンルートプラザ福島 2階 「芙蓉Ⅰ」

福島市大町7-11

### 3. 会議の結果

#### (1) 議事録署名人について

若井会長より影山委員、今西委員が指名され、了承を得た。

#### (2) 報告事項について

・第310回開発審査会附議案件許可状況について

事務局から議案書により報告し、委員からの意見は特になかった。

#### (3) 審議事項について

・福島県開発審査会基準の一部改正について

原案のとおり了承された。基準については別紙のとおり。

・都市計画法第43条第1項の規定による建築等の許可について

会津若松市及び須賀川市からそれぞれ各1件附議され、承認された。

### 4. その他

傍聴人 1名

### 5. 問い合わせ先

福島県開発審査会事務局（福島県土木部都市計画課内）

電話（024）521-7508（直通）

（024）521-1111（代表）内線3645

【東日本大震災被災建築物の移転等】

今般の東日本大震災において建築物が被害を受けたことにより移転するもので、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 移転前の建築物が全壊した旨の罹災証明があること。
- 2 移転前の土地が次のいずれかに該当するなど移転せざるを得ない事由が明らかかな場合。
  - (1) 現況において、建築物が浸水等の状況により、明らかに現地建替えが困難と認められる場合。
  - (2) 海岸堤防の後背地等に存しており、防波堤、防潮林等が壊滅しており、これらの復旧に相当な時間がかかる場合及び復旧後も居住することが困難と認められる場合。
- 3 審査会基準第1号の基準中、2及び4～6に該当すること。  
 ※「審査会基準第1号基準 2及び4～6」は下記**※注印**のとおり
- 4 市街化区域等市街化調整区域以外の区域から市街化調整区域への移転の場合は、自己又は親族が適切な土地を保有している等あえて移転先を市街化区域に求めさせる合理的理由に乏しいこと。

※注（基準第1号 2、4～6）

- 2 移転対象となる建築物が不適法建築物でないこと。
- 4 地域の土地利用と調和のとれた開発であり、予定建築物についても周辺の環境と調和のとれたものであること。
- 5 敷地及び予定建築物の床面積が原則として従前とほぼ同程度の規模であること・

ただし、やむを得ない理由がある場合には、下表の規模以内であること。

＜敷地面積＞						
	居 住 用		そ の 他			
移 転 前	～500㎡	500㎡～	～250㎡	～1000㎡	～2000㎡	2000㎡～
移転後上限	500㎡	従前と同程度	500㎡	10割増	1000㎡増	5割増
＜床面積＞						
	居 住 用		そ の 他			
移 転 前	～280㎡	280㎡～	す べ て			
移転後上限	*280㎡	従前と同程度	5 割 増			

\* 車庫については45㎡以内を基準とし、主たる建築物とのバランスにより個別に判断すること。その他の附属建築物については一の用途につき30㎡以内であること。

- 6 当該建築物の用途が同一であり、構造が著しく異ならないこと。